

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○会社に平成○年○月○日に入社し、工務部統括部長として建築施工管理業務に従事していた。

請求人は聴取において、「当初の入社条件とは異なり、ほぼ毎日午後○時頃まで仕事をするのが常で、○月からほとんど休みが取れない状況であり、仕事は非常に多忙なものだった。私についていた部下2人は、ユーザーとの打ち合わせのための土日出勤の指示や新たな仕事の指示には従わず、私のコントロールが直接業者に及ばないという状態で、この部下2人の対応にかなり振り回された。また、平成○年○月○日から施工を始めた○スーパーの改装工事においては、基本設計があるにもかかわらず、着工までにその存在を知らされず、打ち合わせを何回もやり直さなければならなかったり、施主が次から次へと新たな注文をつけてくるので、その都度振り回されたりなど、○月、○月はなかなか休みが取れないという状態であった。」と述べている。

請求人は、平成○年○月初旬頃から、不眠症状が現れ、○月末頃には寝不足のため日中もぼーっとしていることが多くなり、○月半ばには物事を考えて何かしようとする、さらに考えがまとまらなくなり、手に震えが出るようになった。

平成○年○月○日、社長と○スーパー改装工事の打合せを行っていた時、ものすごく手が震え始めて止まらなくなってしまい、自宅へ連れて帰ってもらった。翌日、○クリニックに受診したところ、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病の発症は業務に起因したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は精神障害を発病させるおそれのある程度の業務による心理的負荷であったものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

業務による強い心理的負担により精神疾患を発病したのであり、業務以外に精神疾患を発病する要因がない。したがって、業務による強い心理的負荷が認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成○年○月中旬に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発病前おおむね6か月間の出来事として、請求人は、聴取書で要旨①「工事の施工初日に○商店の社長と顧問が現場に来て、工事の内容についてあれこれ注文をつけてきた。また、工事にかかってから、この社長が思いつきに等しい注文を繰り返すようになったため、改装工事の打合せのやり直しを余儀なくされた。」、②「2人の部下がついており、細かい見積りはこの2人にさせていたが『賃金が安いので今以上に仕事を増やさないでくれ。』と言われた。そのために休日の打合せなどの仕事を振り分けることができず、新しい仕事をその2人にさせることができなかった。」「新たな仕事を指示すると、給料が安いことを理由に2人もも新たな仕事をしてくれなかった。そのため、私が土日の打合せにどうしても出なければならなかった。」と述べている。

これらの出来事を判断指針別表1の出来事に当てはめると、①は、「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。②は、「部下とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

次に心理的負荷の強度を修正する視点について検討すると、①については、事業主が対処し解決しており、また工期の変更や追加注文についても、建設業においてはよくあることで、事業場にとって無理な注文とはいえないと認められることから、心理的負荷の強度を「Ⅱ」から「Ⅰ」に修正するのが妥当と判断する。②については、トラブルの内容・程度から心理的負荷の強度を「Ⅱ」から「Ⅰ」に修正するのが妥当である。

出来事後の状況が持続する程度を検討する視点について検討すると、請求人に「恒常的な長時間労働」とまでは認められないものの、休日労働や長時間の所定外労働が認められ「相当程度過重」であったと判断する。

よって、請求人の業務による出来事の心理的負荷の強度はそれぞれ「Ⅰ」と判断され、出来事後の状況が持続する程度を検討する視点の心理的負荷は「相当程度過重」と認められるが、総合評価は「弱」とするのが妥当である。

(3) 業務以外の心理的負荷

発症前おおむね6か月間において、「職場以外の心理的負荷評価表」に示された具体的出来事については、請求人の長女が結婚しており、この出来事は「家族が婚約した又はその話が具体化した」に該当し、その心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

その他、具体的証言が得られておらず、調査の範囲においては確認できない。

(4) 個体的要因

性格傾向に関して、特段の偏りは認められず、精神障害の既往症等、社会生活上に支障をきたすような問題は、調査の範囲内では確認できない。

(5) 結論

発症前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の総合評価は、「弱」であり、精神障害を発症させるおそれのある程度の業務による心理的負荷であったとは認められない。

よって、請求人に発症した疾病は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号「人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」には該当せず、業務上とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月中旬に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人は、聴取書において①「〇商店の改装工事で、〇商店の社長が工事の内容についてあれこれ注文をつけてきた。工事にかかってから、この社長が思いつきに等しい注文を繰り返すようになったため、改装工事の打合せのやり直しを余儀なくされた。」②「2人の部下がついていたが、仕事を指示してもしてくれない。そのため、私が土日の打合せにどうしても出なければならなかった。」と述べている。

これらの出来事を判断指針別表1にあてはめて評価すると、①は「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。②は「部下とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

次に、具体的出来事を心理的負荷の強度を修正する視点について検討すると、①については、事業主が対処し解決しており、また工期の変更や追加注文についても、建設業においてはよくあることで、事業場にとって無理な注文とはいえないと認められることから、心理的負荷の強度を「Ⅱ」から「Ⅰ」に修正するのが妥当と判断する。

②については、トラブルの内容、程度から、心理的負荷の強度を「Ⅱ」から「Ⅰ」に修正するのが妥当である。

次に、出来事後の状況が持続する程度を検討する視点について検討すると、請求人の仕事の量、仕事の質・責任、仕事の裁量性の欠如の状況について特に問題は認められない。しかし、労働時間については「恒常的な長時間労働」とまでは認められないものの、休日労働や長時間の所定外労働が認められ「相当程度過重」であったと判断する。

職場の物的・人的環境の変化の視点については特に問題は認められない。また、職場の支援・援助に関する視点についても、「〇商店からのクレーム」に対し、請求人に加えて事業主も対処していることから、職場の支援・協力がなされていたものと考えられる。

したがって、請求人の業務による出来事の心理的負荷の強度はそれぞれ「I」と判断され、出来事後の状況が持続する程度を検討する視点の心理的負荷は「相当程度過重」と認められるが、総合評価は「弱」とするのが妥当であると判断する。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価

発病前おおむね6か月間において、「判断指針」別表2の「職場以外の心理的負荷評価表」に示された具体的出来事については、請求人の長女が結婚しており、この出来事は「家族が婚約した又はその話が具体化した」に該当し、その心理的負荷の強度は「I」である。

その他、具体的証言が得られておらず、調査の範囲においては確認できない。

(4) 個体側要因の評価

性格傾向に関して、請求人は「何事にも取りかかったら最後までやり通すタイプといえる。また、決めるべき時には、決断することができる。全体に図太く、仕事にはまじめに取り組んでいた。」と述べている。また、請求人の妻は「デリケートな部分はあるが、些細なことは気にせず、物事に動じるタイプではない。また、ストレスを内にため込むというタイプでもない。」と述べ、事業主は「請求人の仕事に対する姿勢は真面目で一生懸命に頑張るタイプである。」と述べている。

精神障害の既往歴については、調査の範囲内では確認できない。

また、飲酒習慣はなく、社会生活上に支障をきたすような問題は、調査結果からは明らかとなっていない。

(5) 以上のことから、本件の業務による心理的負荷の総合評価は、「弱」と評価し、業務外とするのが妥当である。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。